

◎ 東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則（平成13年10月公告第24号）の一部を次のように改正し、2020年6月21日から施行する。ただし、西肥自動車株式会社及びさせぼバス株式会社の改正規定については、2020年6月28日から施行する。

現行	改正																				
<p>東日本旅客鉄道株式会社 ICカード乗車券取扱規則</p> <p>(略)</p>	<p>東日本旅客鉄道株式会社 ICカード乗車券取扱規則</p> <p>(略)</p>																				
<p>別表第6号の2（第59条）ICカード乗車券が利用できる交通事業者 (バス)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>バス事業者名</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>函館バス株式会社</td></tr> <tr><td>祐徳バス株式会社</td></tr> <tr><td>九州急行バス株式会社</td></tr> <tr><td>九州産交バス株式会社</td></tr> <tr><td>産交バス株式会社</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>	バス事業者名	(略)	函館バス株式会社	祐徳バス株式会社	九州急行バス株式会社	九州産交バス株式会社	産交バス株式会社	(略)	<p>別表第6号の2（第59条）ICカード乗車券が利用できる交通事業者 (バス)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>バス事業者名</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>函館バス株式会社</td></tr> <tr><td>祐徳バス株式会社</td></tr> <tr><td>九州急行バス株式会社</td></tr> <tr><td><u>長崎県交通局</u></td></tr> <tr><td><u>長崎県中央バス株式会社</u></td></tr> <tr><td><u>西肥自動車株式会社</u></td></tr> <tr><td><u>させぼバス株式会社</u></td></tr> <tr><td>九州産交バス株式会社</td></tr> <tr><td>産交バス株式会社</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>	バス事業者名	(略)	函館バス株式会社	祐徳バス株式会社	九州急行バス株式会社	<u>長崎県交通局</u>	<u>長崎県中央バス株式会社</u>	<u>西肥自動車株式会社</u>	<u>させぼバス株式会社</u>	九州産交バス株式会社	産交バス株式会社	(略)
バス事業者名																					
(略)																					
函館バス株式会社																					
祐徳バス株式会社																					
九州急行バス株式会社																					
九州産交バス株式会社																					
産交バス株式会社																					
(略)																					
バス事業者名																					
(略)																					
函館バス株式会社																					
祐徳バス株式会社																					
九州急行バス株式会社																					
<u>長崎県交通局</u>																					
<u>長崎県中央バス株式会社</u>																					
<u>西肥自動車株式会社</u>																					
<u>させぼバス株式会社</u>																					
九州産交バス株式会社																					
産交バス株式会社																					
(略)																					